

第9回臨時委員会会議録

- 委員長) 日程第1 開会宣言
- 委員長) 日程第2 会議成立の宣言
- 委員長) 日程第3 会議録署名委員の指名(福岡委員)
- 委員長) それでは、日程第4の審議に入ります。

専決報告第10号「芦屋市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

今回、新たな2年間をお願いする委員の委嘱及び任命という御提案でしたが、何か御質疑はございますか。

木村委員) 実働がほとんどこれまでなくて、最近1年に1回程度するようになったけれども、今後はもう少し実働するようしていきたいというお話だったかと思います。委員の構成については、市長は法で定められているけれども、その他の行政機関の方でも、例えば警察署長のような役職の方も入っておられて、なかなか実働しにくいというような問題があり、それを改善していく、という話が以前あったかと思います。その改善のめどというのはどういう話でしたでしょうか。

青少年育成課長) この6月に地方分権の新第3次一括法というのが成立いたしましたして、委員の要件の撤廃が行われることになっております。ですから、今、市長が会長となることと法で定められておりますけれども、この定めもなくなりますし、先ほど条例で見ていただきました市議会議員と関係行政機関の職員と学

識経験者という、この縛りもなくなることになっております。

法の施行が平成26年4月1日からということですがけれども、今回任期満了によりまして、新しい委員を選任いたしますので、この任期が2年ということになり、2年間はそのまま行かざるを得ないということになります。

条例改正自体は今後どうするか検討に入ったところですが、場合によっては12月の定例会で他の新第3次一括法絡みで改正する条例もたくさん出てきますので、できたら12月の定例会で一斉に条例改正したいというのが法制担当課の意向のようです。

実際には個別の関係条例の中で一斉改正するのかどうかというところを1つずつ検討していくことになりますので、12月定例会で改正するのকাশないのかというところを直ちに検討していくということになります。

ただ、検討の方向といたしましては、今は市民参画の手法を取り入れることになってきておりますので、公募委員も入れていくかどうかなど、そういった内容について早急に検討し、12月議会で改正するのかどうかも含めて検討していくという流れになろうかと思えます。

木村委員) その任期の問題ですが、現行の条例では2年になっていますが、その任期も途中で臨機応変に対応できるのでしょうか。法的には、26年4月から実際に活動していただける人に入ってもらうということも可能になるわけですね。そのあたりの議論というのは、どうなのでしょう。この2年は仕方ないというような形になるのでしょうか。

青少年育成課長) そのこのところを変えらるとなると、今回就任していただいた委員さんに、言葉は悪いですが、一斉に辞めていただくということになってきますので、その辺をどう考えるかというのが今後の課題かと思えますね。

木村委員) そうですね。その方々の御了承を得ることができればいいわけですが、そういう点も含めて柔軟に動けるような体制にしていくことを考えてもいいと思います。

委員長) いかがですか。お願いします。

浅井委員) 来年4月に委員の要件が撤廃されるということですが、今後27年までは恐らくこの構成メンバーで動かれるとしまして、どういう方向性でこの次世代育成支援対策推進行動計画が策定されて、どういう形で今後動いていかれることになるのでしょうか。

青少年育成課長) 基本的には子ども・若者も含めて、次世代のほうとは直接の関係はないと言いますか、そちらは別に附属機関を立ち上げていくことになると思います。子ども・若者の関係を直接青少年問題協議会で取り扱うということにはならなくて、こちらの協議会ではもう少し大きい施策の展開であるとか、そういったところを協議していくことになります。そもそもそういう目的でもって設置されている協議会ですので。ただ、何回も申し上げますけれども、現状では機動性に欠けるといふところもありますし、意思決定するにも市民参画の手法がほとんど入っていないなど、そういった問題もいろいろありまして、実際に動くにはなかなか動きにくい協議会の仕組みになってしまっております。その辺は課題として残るところ

です。議会に対しては、全く消滅させるのではなくて、年に数回は開催しながら大局的なところから御意見をいただくという形でこの2年ほど運営していくことになるかと答弁しております。個別の子ども・若者の計画策定も予定されておりますけれども、それは別途附属機関を立ち上げて、そこで議論した内容をこの青少年問題協議会に、最終的に審議していただくという、そういう形で運営していくことを今は考えているところでございます。

社会教育部長) 次世代育成支援対策推進行動計画につきましては、一応次世代の推進法という法律が時限立法で、26年度末で終わってしまいます。ですからその計画自身も一旦そこで終わりますので、今、「子ども・子育て会議」というのをやっていますけれども、こちらのほうで事業計画を立てて、違う法律に基づくものによって運営されていくことになると思います。

子ども・若者支援については、本来は独自で計画をつくるべしだったのですが、それができない場合に限り従来計画に組み込んでも構わないということでありましたので、その時点ではそれほどボリュームもないこともあって、とりあえず次世代の計画のほうに入れ込もうということにいたしました。この計画も26年3月で終わってしまいます。ですから今後、27年度以降は、別の計画を策定していくということが課せられております。

今回の一括法の関係で、課長といろいろ話をしておりますが、現状は本当に動きづらい形になっております。この法律ができた当時は附属機関という形の審議会のようなものがあまり

なかったのではないかということも考えられますが、今はいろいろなところで附属機関なり審議会というのがあって、御審議いただく機会がありますので、本当にこの青少年問題協議会がどう活かされるのかなというのを思っています。

一括法によって、27年9月以降は動きやすくなるとしても、本当にそこで協議するべきものがどういうものがあるのだろうかと思っています。今は、いろいろな計画をしたり事業をすることについて、それぞれで会議が用意されておりますので、青少年問題協議会の役割として、本当に動けるのだろうかということも1つ課題であると思っていますところ です。

今回、市では、一括で条例改正を行う方向で進めておりますが、条例を変えた後も委員の任期は残っておりますので、例えば、施行についてはいつからするのかという問題も実際にはあるわけです。12月の議会に諮るには10月の中旬には議題として提出しないといけないので、この短期間のうちにそういうことが考えられるかどうかということもあります。

社会教育部は、特にいろいろな施設等があり、事業も持っておりますので、それぞれで審議会というのがあります。また計画を立てるときには策定委員会があり、計画を推進していくことについてもそれぞれの機関がありますので、そういう点でどう調整していったらいいのかということもあります。

また、実際に委員になられた方々が、いろいろな会で重複しているということもあります。ですから、会議の名前は変わっても来ていただく方は、どこかで全部重なっていらっしやるということがありますので、この状態がいいのかなというのも

1つ課題はあるかと思っております。

委員長) まさにそれは私も感じるどころです。芦屋市青少年問題協議会と話し合う内容が似ているような機関というのは今どういうものがありますか。

社会教育部長) 私の以前担当しておりましたところですが、社会福祉審議会というのがあります。本来でしたら児童福祉審議会というのを持つべしかもわからないですけれども、小さい市についてはそれを総称して、高齢者も含めて福祉の中で18歳までの子どものことにつきましては社会福祉審議会というのがございます。

次世代の法律では次世代の計画なり子どもの施策について推進していこうという中で300以上の事業が詰まっておりますので、その事業を推進していくことについては推進委員会というのがございます。計画自身には評価委員会というのも別にあり、それからこの5年間、10年間の計画がどうだったのかという、そういう評価をする機関も別にごございます。

例えば個別の計画を持ったときに、学校教育は学校教育のほうで計画を立てられると、そこでも計画を策定したときから委員会がございますし、いろいろなジャンルの中でそれぞれが審議会なり委員会のようなものできます。

木村委員) これは地方青少年問題協議会法という法律に基づいて実施されているようですけど、何かを決定するような法的な権限があるわけではなくて、それは審議会というか諮問委員会のような形のもので、それがずっと形骸化してこれまで来ていたということですよ。これはこの法律によって設置をし

ないといけないものなのですか。それとも設置しなくてもいいのか、任意なのか、そのあたりはどうでしょうか。

青少年育成課長) 設置は任意です。

木村委員) 任意なのですか。

では、設置しないというか、やめてしまうという案も1つですよね。今回は別にしても、形だけということで実際に機能しないで何の役に立つかわからないというような状況であればですが。設置していてもほとんど経費はかからないだろうから、形だけ設置しているということなのかもしれませんが、そういったこともいつかの時点で議論しないといけないと思えますね。

委員長) その辺の議論はこれからですね。

社会教育部長) そうですね。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第10号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 日程第5 閉会宣言